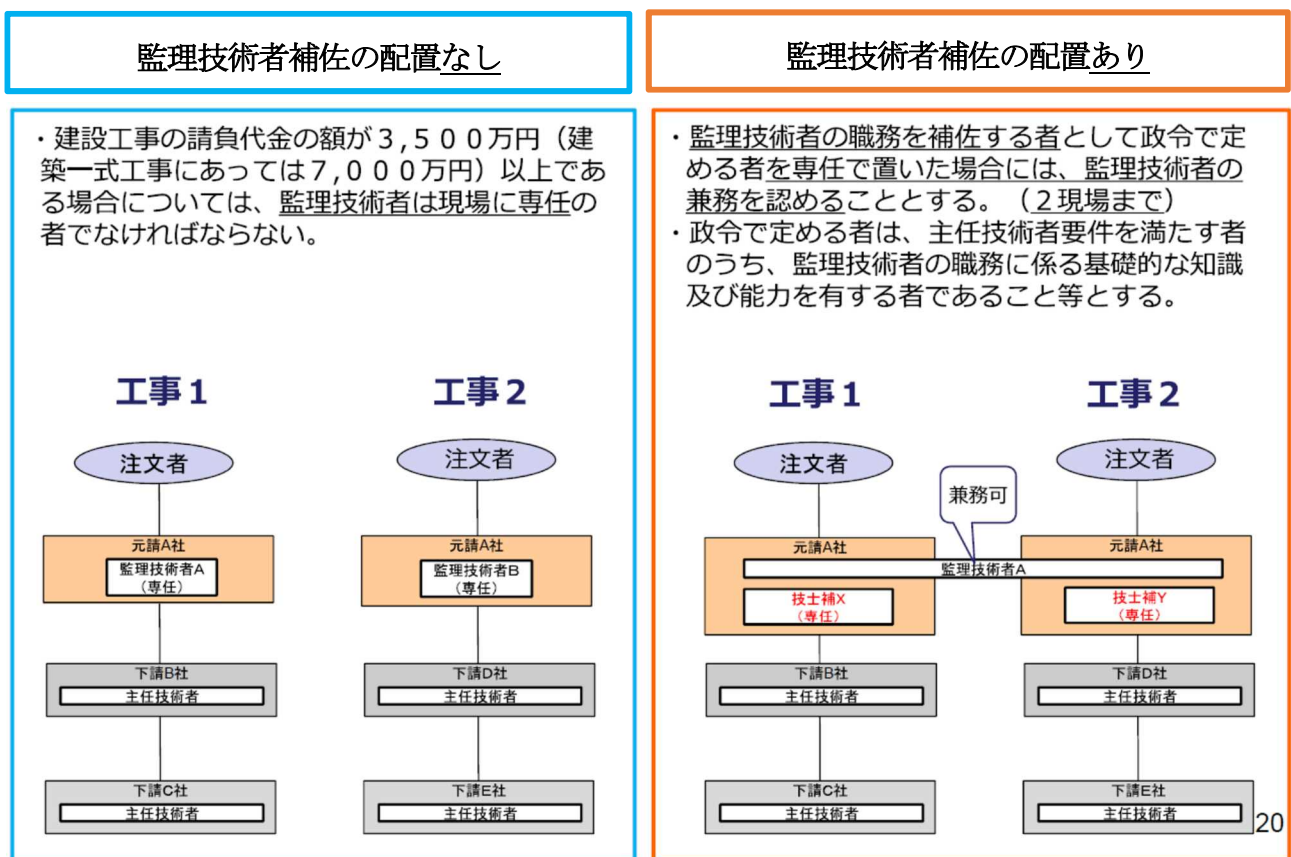


# 千葉県発注工事における特例監理技術者の配置要件について（お知らせ）

## 1 監理技術者の専任の緩和（建設業法第26条）について

令和2年10月の建設業法改正に伴い、監理技術者の職務を補佐する者と専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めるもの。



国交省資料抜粋

## 2 千葉県発注工事における特例監理技術者の配置の要件について

千葉県発注工事における特例監理技術者の配置要件については、令和4年2月1日から当面の間、下記のとおりとします。

なお、工事毎の配置の可否については、特記仕様書に記載されます（一般競争入札においては入札公告にも記載）。

また現在契約中の工事についても、同様の取扱いとなります。

## 県発注工事における特例監理技術者の配置要件

- (1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。
  - 1) 土木工事 3億円
  - 2) 建築工事、建築設備工事等 2億円
- (2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。
- (3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (5) 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
- (7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。
- (8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
  - 1) 土木工事
    - ・千葉県内（河川工事については、沿川市町村）
  - 2) 建築工事、建築設備工事等
    - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- (9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

### 3 千葉県発注工事における総合評価方式の特例監理技術者等の取扱いについて

- (1) 特例監理技術者の配置を認める総合評価方式の工事を対象に適用します。
- (2) 配置予定技術者の能力における評価項目については、特例監理技術者を監理技術者と同等に評価します。
- (3) 監理技術者補佐の評価については、配置予定技術者の能力における評価項目「若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置」のみ評価します。
- (4) 千葉県総合評価方式ガイドライン（令和3年4月）の取扱いは、評価項目「若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置」について、当面の間、下記のとおりとします。

#### (ウ) 配置予定技術者の能力（ガイドラインP17）

評価項目	評価基準
4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置 (1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。 (2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。 (3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。	【特別簡易型】 【簡易型】 配置あり なし

#### Q&A

##### Q 1 入札・契約手続き中または契約済みの評価について

A 1 令和4年2月1日の施行日以降、入札・契約手続き中または契約済みの工事において特例監理技術者の配置を認める場合、特例監理技術者は監理技術者と同等に評価することから、配置予定技術者の能力における技術評価点に変更はありません。

また、監理技術者補佐については、施行日以降に評価対象となることから、履行義務の対象ではありません。

**Q 2 入札公告及び特記仕様書に特例監理技術者の配置を認める工事の評価について**

A 2 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式）の専任配置予定の技術者として、特例監理技術者及び監理技術者補佐を記載した場合、配置予定技術者の能力における評価項目について、特例監理技術者は監理技術者と同等に評価されます。

なお、監理技術者補佐の評価については、配置予定技術者の能力における評価項目「若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置」が評価対象となります。

**Q 3 評価内容の担保に係る配置予定技術者の能力について**

A 3 配置予定技術者の能力として、加点された記載内容のみが履行義務の対象となりますので、監理技術者補佐が評価項目「若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置」で加点対象となった場合は、履行義務の対象となります。

**【お問合せ先】**

《1、2について》

千葉県県土整備部建設・不動産課 契約・審査班 電話043(223)3116

《3について》

千葉県県土整備部技術管理課 技術審査班 電話043(223)3506